

九管区水路通報・地域航行警報等の解説



第九管区海上保安本部

- =====
1 九管区水路通報について
2 地域航行警報について
3 ラジオ放送について
4 航海上重要な事項等の通報について
5 その他参考事項
6 問い合わせ先
=====

1 九管区水路通報について

第九管区海上保安本部では、新潟・富山・石川各県沿岸及び日本海中部海域における船舶交通の安全にかかわる情報を、逐次（官庁執務時間内）インターネットホームページにより提供しています。

提供内容は、海上における射撃訓練や作業・工事、灯台の現状、水深の変化、航行障害物、海上行事等について掲載しています。

なお、この水路通報のご利用にあたっては、次の事項にご注意ください。

(イ) 方位は、真方位（0° から時計回りに360° まで）を用いており、16方位は概略の方位を示します。

灯台の明弧及び指導線の方位は海方からの値を示します。

(ロ) 位置は、世界測地系（WGS84）による緯度経度で示しています。また、「概位」と付記した緯度経度は、海図上で概略の位置を示すのに用います。

(ハ) 時刻は日本標準時を用いており、24時間を0000から2400までの4桁の数字で示します。

(ニ) 項数は、年間を通じて一貫番号を付与しています。

九管区水路通報ホームページアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/zushi/tuho2.html>

2 地域航行警報について

第九管区海上保安本部では、船舶交通の安全にかかわる情報のうち、緊急を要する事項については、無線電話により随時提供するほか、再送信時刻に提供しています。

また、インターネットホームページにおいても随時提供しています。

海岸局名	呼出名称	電波の形式	周波数	再送信時刻
新潟	にいがたほあん	F3E	ch16	1015, 1615

九管区地域航行警報ホームページアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUH0/keiho/kanku/09kanku.html>

3 ラジオ放送について

小型船やプレジャーボートなどにも広くお知らせする必要がある事項については、NHK新潟放送局、NHK富山放送局、NHK金沢放送局にラジオ放送を依頼しています。

4 航海上重要な事項等の通報について

航行の安全上重要な事項及び海図の内容を訂正する必要がある事項を発見した場合は、速やかに第九管区海上保安本部海洋情報部又は、最寄りの海上保安部署（表1）に通報してください。

通報事項

- ① 漂流物・暗礁・浅瀬・沈船・爆発物等の航行障害物
- ② 海図に記載してある地形・目標物と著しく異なる事象
- ③ 灯台・灯浮標等の航路標識の異変（消灯・倒壊・流失・移動等）
- ④ その他航海者にお知らせする必要があると思われる事項

通報内容

- イ 発見又は観測の日時
- ロ 場所（経緯度又は著名目標物からの真方位と距離で表示）
- ハ 状況
- ニ 発見者若しくは観測者の氏名、又は船名
- ホ その他参考事項

（表1）

部署名	住所	電話番号
第九管区海上保安本部 海洋情報部	新潟市中央区美咲町1-2-1	025-285-0118
新潟海上保安部	新潟市中央区竜が島1-5-4	025-247-0118
上越海上保安署	上越市港町1-11-20	025-543-4118
佐渡海上保安署	佐渡市両津夷384-1	0259-27-0118
伏木海上保安部	高岡市伏木錦町11-15	0766-45-0118
伏木海上保安部 富山分室	富山市東岩瀬海岸通り17-2	076-426-2118
金沢海上保安部	金沢市湊4-13	076-266-6118
七尾海上保安部	七尾市矢田新町二部173	0767-52-9118

能登海上保安署	石川県鳳珠郡能登町小木 21字173-3	0768-74-8118
新潟航空基地	新潟市東区松浜町新潟空港内	025-273-8118

5 その他参考事項

(イ) 潜堤、離岸堤について

新潟県、富山県及び石川県の海岸の至る所に、潜堤及び離岸堤が設置されているので、注意してください。

(ロ) 定置網について

新潟県、富山県及び石川県の海岸の至る所に、定置網が設置されているので、注意してください。

定置漁業権の免許区域等は下記アドレスの「海洋状況表示システム」(海しる)に記載されています。

<https://www.msil.go.jp>

6 問い合わせ先

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

第九管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

TEL 025-285-0118 (内線2515・2516)